

社会保険労務士事務所

# 金沢ロームオフィス通信

## 児童手当制度が変わりました

### ◆児童手当の変更

令和6年10月1日から児童手当制度が改正されています。今回の改正は、子育て支援の強化を目的としており、子どもを育てる従業員の生活に密接に関わるものです。改正のポイントを押さえ、育児と仕事の両立支援に活かしていきましょう。

### ◆改正のポイント

#### 1. 支給対象の拡大

これまで児童手当は中学生までが対象でしたが、令和6年10月1日からは高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）も支給対象となりました。

#### 2. 所得制限の撤廃

従来の児童手当には所得制限がありましたが、これが撤廃されました。

#### 3. 支給額の増額

第3子以降の児童に対する支給額が月額30,000円に増額されました。なお、カウント方法は、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とすることとなりました。

#### 4. 支給時期の変更

児童手当の支給時期が年3回から隔月（偶数月）の年6回に変更されました。

#### 5. 申請手続きの注意点

今回の改正により新たに児童手当の支給対象となる方は、令和7年3月31日までに市区町村へ申請を行うことで、令和6年10月分からの児童手当を受給することができます。申請を忘れていたり遅れたりすることのないよう、今回の改正についてお知らせするとともに、早めの手続きを呼びかけるとよいですね。

【こども家庭庁「もっと子育て応援！児童手当」】

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/mottoouen>



## 連合、来年春闘で「5%以上」要求（10/17）

16日、連合は役員会にて基本構想案をまとめ、2025年の春闘で定期昇給分を含め「5%以上」の賃上げを要求する方針としました。中小には「6%以上」を要求します。18日に公表する見通しです。2024年の春闘においては大手を中心に「5%以上」の回答が多くみられましたが、中小では4.45%にとどまり、大手との賃金格差が拡大しました。

## 技能実習生の来日が減少（10/19）

出入国管理庁が18日に公表した2024年上半期の出入国者数等によると、6月末時点での在留外国人は359万人と、過去最高を記録しました。このうち技能実習は7万7,000人で前年同期比12.7%減です。一方、特定技能は2万9,000人（同52.8%増）、高度人材向け「技術・人文知識・国際業務」は2万5,000人（同20.1%増）と、特定技能に移行する動きが見られました。また、技能実習生の最大の送り出し国であるベトナムからの入国者数が前年同期比2割減となったことも影響しています。

## 両立支援等助成金 助成対象を拡大 (10/14)

厚生労働省は、両立支援等助成金の育休中等業務代替支援コースについて、2025年度からは対象企業を拡大し、すべての業種の「従業員300人以下」の企業とします。同省では助成の対象となる育休取得者が全国で12%増加するとみており、来年度予算の概算要求で育休中の業務代替支援として266.3億円を盛り込みました。

## 実質賃金3か月ぶりマイナス 物価高に賃金追いつかず

厚生労働省は、物価変動を考慮した8月の実質賃金が3か月ぶりに減少したと発表しました。実質賃金は、5月まで過去最長の26か月連続マイナスを記録していましたが、賞与が給与総額に占める割合が大きい6～7月は、賞与の伸びが好調だったことからプラスを記録しました。8月の毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上）では、1人当たりの実質賃金は前年同月比0.6%減でマイナスに転じました。

### ◆主な数値

- ・名目賃金に当たる現金給与総額は、3.0%増の29万6,588円で、32か月連続のプラス。
- ・統計に用いる消費者物価指数は7月の3.2%を上回る3.5%上昇で、差し引くと実質賃金は減少。
- ・現金給与総額の内訳は基本給を含む所定内給与が3.0%増の26万4,038円で、31年10か月ぶりの高い伸び。ベースアップと定期昇給を合わせた賃上げ率が平均5%を超えた2024年の春季労使交渉の結果が反映されている。
- ・残業代などの所定外給与は2.6%増の1万9,599円。
- ・現金給与総額のうち、賞与などの「特別に支払われた給与」は2.7%増の1万2,951円で、前月の伸び幅(6.6%)より縮小。
- ・現金給与総額を就業形態別にみると、一般労働者は2.7%増の37万7,861円、パートタイム労働者は3.9%増の11万33円。
- ・主要産業別では全産業で上昇。

福岡資麿厚生労働大臣は記者会見で、「名目賃金の内訳を見ると、基本給を含む「所定内給与」の対前年同月比がプラス3.0%ということで、これは31年10か月ぶりの高い伸びとなっており、そうした意味においては賃上げの明るい動きが着実に現われてきていると認識しています。関係大臣と連携し、価格転嫁や生産性向上の支援等により、中小企業等が賃上げでき

る環境整備に取り組んでいきたいと考えています」と述べました。

賃金は上がる傾向にあるものの、物価はもっと上がったということですが、中小企業や非正規労働者にも効果のある具体的な政策が期待されます。

衆議院が9日に解散し、選挙戦が始まりましたが、賃上げは経済政策の主要な争点になりそうです。

## 11月1日から自転車の危険運転に罰則が科されます

### ◆道路交通法の改正

令和6年11月1日より、自転車の「運転中のながらスマホ」と「酒気帯び運転および幫助」に対して、新しく罰則が適用されます。

### ◆運転中のながらスマホ

自転車に乗りながら、スマートフォン等を手で保持して通話したり、画面を注視したりする行為が新たに禁止され、罰則の対象になります。

- ・違反者は、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金
- ・交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金

### ◆酒気帯び運転および幫助

酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が適用されます。

- ・違反者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・自転車の提供者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役または30万円以下の罰金

### ◆自転車運転者講習制度

上記は、「自転車運転者講習制度」の対象となります。また、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の自転車運転の危険行為（信号無視や指定場所一時不停止、通行区分違反や安全運転義務違反等）を反復して行った者も講習制度の対象となります。

\*受講命令違反は、5万円以下の罰金

免許なしで誰でも乗れる自転車だからこそ、従業員が通勤や業務で自転車を使用する場合、十分に注意するよう喚起しましょう。

【警察庁「自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました」】

[https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/law/R6poster/R6\\_leaflet\\_jitensya\\_b.pdf](https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/law/R6poster/R6_leaflet_jitensya_b.pdf)